

京都市心身障害児福祉会館条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第71号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市心身障害児福祉会館において、児童福祉法第43条に規定する知的障害児通園施設としての事業を行うこととしました。

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市心身障害児福祉会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市条例第71号

京都市心身障害児福祉会館条例の一部を改正する条例

京都市心身障害児福祉会館条例の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号中「児童福祉法」を「法」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 児童福祉法（以下「法」という。）第43条に規定する知的障害児通園施設としての事業

第4条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「児童福祉法」を「法」に改め、同条第2号中「児童福祉法」を「法」に、「認められる児童」を「認められる者」に改め、同条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第27条第1項第3号に掲げる措置が必要であると認められる者
第4条に次の1項を加える。

2 第2条第1号に掲げる事業に係る会館の入館定数は、25人とする。

第7条第1項中「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に、「第3号」を「第4号」に改め、同条第2項第1号中「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に、「児童福祉法」を「法」に改め、同項第2号中「第4条第3号」を「第4条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)